

常陸大宮市訓令第 38 号

常陸大宮市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 8 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

常陸大宮市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領の一部を改正する訓令

常陸大宮市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領（平成 4 年大宮町訓令第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 4 条中「第 21 条第 2 項に基づき」を「第 18 条の 3 第 1 項の規定により」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。